

令和8年度

# 事業計画書

～ みんなで 架けよう 幸福の橋 ～

社会福祉法人 島田市社会福祉協議会



# 令和8年度 社会福祉法人島田市社会福祉協議会事業計画

## I 基本理念 「 住民主体の理念に基づくつながりのある事業展開 」

「物価上昇・高騰」「人材不足・高齢化」「最低賃金の上昇」をはじめとした社会問題から、「AIの普及」「SNSの進化」「コンプライアンス」「多様性」といった新しい技術の進行や考え方、「地震」「台風」「集中豪雨」などの自然災害など、予想しにくい事態や、過去に経験したことがない現象が次々に起きています。特に、コロナ禍を経て、一層、加速し、変化が激しく、どのように対応・適応するかが個人や組織に求められています。

その中で、「人と人との関係性、つながり方の変化」「家族・親族関係の変化」「地域社会の変容」、さらには、「高齢になっても働く」「人生100年時代」「自己責任・自己判断」などのように、「生き方」「つながり方」も、従来の考え方を見直さざるを得ない状況となっています。

地域福祉を取り巻く環境も急速に変化をしています。核家族化の進行、単身世帯の増加により、地域のつながりが薄れつつあり、結果、高齢者・子育て世帯が地域から孤立するという問題が生じています。また、経済的な格差の拡大や雇用形態の多様化により、経済的な困りごとを抱える人が抱える課題は、複雑化しています。さらに、高齢化により、介護や医療のニーズが高まる一方で、急速な少子化により生産年齢人口は減少し、従来の福祉サービス提供体制を維持することが難しい状況を迎えつつあります。併せて、地域福祉活動を支えてきた「地区社会福祉協議会」「ボランティア団体」「福祉団体」などの団体では、活動者や参加者不足から活動継続に苦慮する状況が顕著になりつつあります。

島田市社協には、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として、住民主体の理念に基づき、住民や地域の関係者との協働により、「ともに生きる豊かな地域社会」を創造する使命があります。そうしたことから、令和7年度から「地域福祉コーディネーター」を配置し、各地区の個別の福祉課題から地域づくりまでを一体的に把握し、対応する取り組みを始めました。島田市社協が培ってきた「個別の相談支援」「自治会・民生委員児童委員・地区社協等との連携」「地域福祉活動の相談支援」などを発揮し、総合的に取り組み、令和8年度も継続することで、つながりの輪を広め、福祉課題の解決に向けて推進していきます。島田市から受託する生活支援コーディネーター事業、重層的支援体制整備事業における「多機関協働等」「参加支援事業」「アウトリーチ等を通じた継続支援事業」とも連携して、相乗効果を図ります。

また、広報啓発活動の充実にも取り組みます。広報紙、ホームページ、SNS等を通じて、地域福祉への関心を高めるために、福祉や介護に関する情報や地域福祉活動の紹介など必要な情報発信を行うと共に、困りごとを抱えている方に、相談体制や支援等に関する情報を届けることができるよう、新たな標語「寄り添えば 笑顔が増えるよ 福祉の輪」の想いを大切に、地域づくりを進めます。

こうした取り組みを進めるためには、島田市社協の組織体制基盤が強固なものであるとともに、社会や地域の急速な変化に対応するため、合理的で柔軟かつ迅速な事業の執行と安定した

運営を図る必要があります。そこで、オール島田市社協を意識した組織体制で事業を進めます。また、会費や共同募金、各種補助金・委託金等、市民の皆様や島田市などの理解を得て、組織を維持し事業を進めるうえでの財源確保に努めます。そして、一人ひとりの職員を大切に、職員が前向きに安心して長く勤務することができる環境づくりを進め、業務効率向上のためのICTやAI等の適正な活用や、自然災害・感染症等の緊急時のより適切な対応を図るために必要な取り組みを行います。

## Ⅱ 重点項目

### (1) 地域福祉活動計画の策定を通じて地域福祉の方向性を定める

現在の地域福祉活動計画が令和8年度までとなっていることから、令和7年度から、次期計画の策定を始めました。次期の計画は、現在の計画と同様に島田市の地域福祉計画と連携して策定し、島田市全体の地域福祉の方向性を定める計画となります。

計画の策定では、現在までの島田市社協の地域福祉活動、島田市の重層的支援体制整備事業等を含めた島田市の地域福祉関係の取り組みをはじめ、「策定委員会の開催」「地区福祉懇談会」等の取り組み、島田市の担当職員との打合せ、そして、島田市社協内での協議等を行います。

基本理念のとおり、社会全体が多種多様な変化をする中、考え方や価値観も変化し、地域福祉の位置づけ、実態、寄せられる期待等を鑑み、職員や地域福祉関係者が、共通して将来像を描いていきます。

### (2) 地域福祉コーディネーターの充実

令和7年度から各地区に地域福祉コーディネーターを配置し、個別支援から地域づくりまでを一体的に取り組みを始めたことで、徐々に職員の意識の高まり、通いの場や自治会、民生委員児童委員、地区社協等の地域福祉関係者との連携を図ることができてきました。

福祉課題の多様化・複雑化が進む中、個別の福祉課題の解決に向けた対応力の強化、各種地域福祉関係団体の活動の継続が厳しくなっています。

そのため、地域福祉コーディネーターによる活動相談や団体間の連携強化の機会づくり等、地域福祉を推進する原動力となる活動になるよう事業を充実させます。

具体的には、地域の団体や住民との「つながり」を大切にした取り組みから、「地域福祉」「ボランティア」「福祉教育」「相談支援」等の原点から現状分析を行い、現場を訪問し、活動を実践することで、一人ひとりの職員が社協職員・地域福祉コーディネーターとして意識を高め、島田市の地域づくりに貢献します。

### (3) 島田市社協の組織体制の見直し及び安定運営と職員の定着

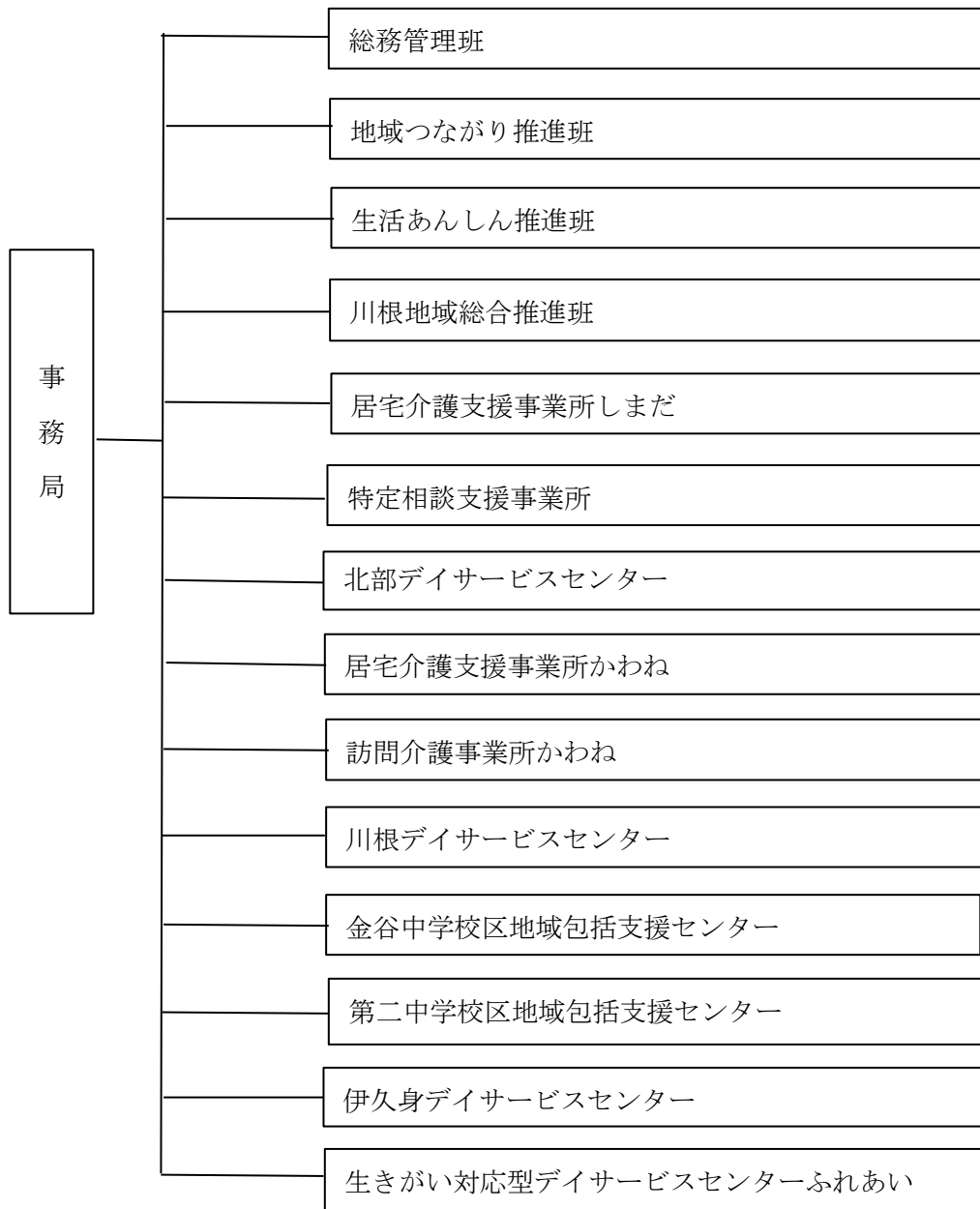
島田市社協が迅速に事業を実施していくための最適な組織体制を目指し、1階のフロアに本所の職員全員を配置して職員間の連携をさらに深め、意思決定から実施までそれぞれの職員が主体的かつ協力して取り組む体制となるよう組織の見直しを行います。

また、島田市社協が安定した運営をするためには、社協会費等の自主財源をはじめ、静岡県共同募金会からの助成金や島田市からの補助金・委託金の確保、介護保険事業の収入の確保と適正な支出等が求められ、各種基金を取り崩すことなく経営することが本来望ましい姿です。

そのためには、経営力の強化に取り組む必要があり、令和8年度から、経営に関する理事や専門職を中心とした「(仮)経営部会」を開催して、「経営分析」「経営改善のための取り組み」等を協議します。

また、安定した運営のためには、職員が定着することも求められます。職員が前向きに業務に取り組むことができる職場環境づくり、給料や福利厚生面を含めた待遇面の改善等を、専門職と連携して取り組みます。

## 令和8年度組織体制



### Ⅲ 事業計画

#### 1 法人運営事業

##### (1) 評議員会、理事会、監査の実施

会議名	審議予定事項
評議員会 (年3回予定)	令和7年度島田市社会福祉協議会事業報告・資金収支決算 令和8年度島田市社会福祉協議会補正予算 令和9年度島田市社会福祉協議会事業計画・資金収支予算
理事会 (年3回予定)	令和7年度島田市社会福祉協議会事業報告・資金収支決算 令和8年度島田市社会福祉協議会補正予算 令和9年度島田市社会福祉協議会事業計画・資金収支予算 重要事項の協議
監査 (年2回予定)	決算監査(令和7年度分) 定期監査(令和8年度分)

##### (2) 会員・会費制度の取り組み

島田市社協事業への理解と協力を得るため会員・会費制度の推進を図る。

区分	取組内容
一般会費	自治会・町内会を通じて各世帯へ依頼(1口:300円)
賛助会費	篤志家、市役所職員、市社協職員等へ依頼(1口:1,000円)
団体会費	福祉団体、ボランティア団体、地区社協等へ依頼(1口:2,000円)
施設会費	福祉施設へ依頼(1口:5,000円)
特別会費	民間企業へ依頼(1口:3,000円)

##### (3) 自主財源の確保

区分	取組内容
寄附金	個人、団体、企業等からの寄附金を受付
寄附物品	個人、団体、企業等からの寄附物品を受付
駐車場貸出管理	横井向島線の高架下を駐車場として貸出
自動販売機管理	健康プラザに自動販売機を設置
資金運用	基金を安全確実に運用し、資金を創出する

##### (4) 各種研修の実施

###### ①職員対象

区分	取組内容
職員全体	職員の資質向上のための研修の実施
法人運営関係	会計、経営、労務管理等に関する研修
地域支援関係	地域福祉、生活困窮、権利擁護等に関する研修
介護関係	介護技術、介護予防、事業所運営等に関する研修
地域包括支援センター	地域包括支援センター職員としての研修、認知症等に関する研修
生きがいデイサービス	介護予防、自立支援、レクリエーション等に関する研修

###### ②役員・評議員対象

区分	取組内容
役員・評議員研修	「地域福祉の推進」「島田市の福祉」等についての研修

##### (5) 各種会議・委員会等の開催

会議名	内容
正副会長会議	重要事項の協議
運営会議	業務に関する報告や協議
市長面談	定期的に面談し、島田市との連携強化を図る
苦情解決第三者委員会	第三者委員への苦情の報告からサービス向上への協議
(仮)経営部会	理事や専門職を中心とした、健全経営に向けた協議

## (6) 関係団体との連携

島田市社協の事業運営にあたり、特に関係の深い「島田市自治会連合会」「島田市民生委員児童委員協議会」の会議等へ参加し、連携強化を図る。また、定期的に「自治会連合会及び民生委員児童委員協議会との連絡会」を開催し、島田市社協事業等の意見交換を行う。

## (7) 団体事務

### ①島田市共同募金委員会

区分	内容
運営委員会の開催	年2回開催（予定）
共同募金運動の推進	赤い羽根募金運動、歳末たすけあい募金運動の実施
助成申請の支援	施設・団体が助成申請するうえでの支援

## 2 広報啓発事業

### (1) 広報紙発行事業

事業目的	島田市社協や島田市の福祉に関する情報を市民に届けることで、福祉について知ってもらい、福祉に関する意識を高める。
事業内容	発行方法、時期及び部数 組回覧（年2回（6月、9月））、 新聞折込（年2回（4月、2月））

### (2) ホームページ管理事業

事業目的	ホームページが適切に、常に最新の情報が掲載されるよう管理を行う。また、市民が情報を得やすいよう、分かりやすく見やすい掲載を行う。
事業内容	社協概要、事業内容、問合せ等を掲載

### (3) 情報発信事業

事業目的	SNS や動画配信を通じて、福祉に関する情報発信を行い、市民に島田の福祉を知ってもらおうきっかけづくりを行う。
事業内容	①SNS 発信（Facebook、Instagram、公式LINE） ②動画配信（YouTube）

### (4) 社会福祉協議会表彰事業

事業目的	島田市内において、社会福祉事業に功労のあった人や団体を表彰し、その功績を広く多くの市民に知ってもらおうと共に、永年の活動等に関する感謝を表す。
事業内容	①静岡県知事表彰 ②知事功労表彰 ③全国社会福祉協議会会長表彰 ④静岡県社会福祉協議会会長表彰 ⑤島田市社会福祉協議会会長表彰

### (5) 社会福祉大会事業

事業目的	永年、福祉関係に功労のあった個人や団体への表彰を通じて住民の社会福祉に対する意識向上及び社会福祉活動の啓発の機会とする。
事業内容	式典 島田市社会福祉協議会会長表彰 社会福祉活動の紹介等

## 3 小地域福祉活動推進事業

### (1) 地域福祉コーディネーター事業

事業目的	各地区に「地域福祉コーディネーター」を設置し、地域住民のニーズや地域の福祉課題を把握し、課題解決を地域住民とともにやる。
事業内容	①開催：通年 ②地区数：12地区 ③職員数：21人（予定） ④内容 ア 個別相談・支援、公会堂等身近な場所での「相談会」の開催 イ 地域の実態把握、社会資源の開発 ウ 地域の活動支援、懇談会の開催、ネットワークづくり エ 地域ふくし出前講座の実施、地区イベントへの参加 など

## (2) まちなか保健室事業

事業目的	「社会的処方」の考えを基本に、人と人、地域と人がつながり、誰もが安心して住み続けられる地域を目指して、『相談会』や『おしゃべり会』を通じて地域住民の交流の場をつくる。
事業内容	①開催・回数：通年・月1、2回程度（最大25回） ②場所：市内で希望のある自治会や団体等で実施 ③内容 ア 相談会（医療者、社協職員等による相談対応） イ おしゃべりカフェ（生活に役立つ講話や福祉課題の把握、おしゃべり等）

## (3) みんなのチャレンジ農園プロジェクト事業

事業目的	農園での作業を通じて地域住民の気軽な居場所をつくり、生きづらさを抱えている人たちが地域との関わりをもてる場を創出する。
事業内容	①開催：通年（月1回程度の作業・交流） ②対象：地域住民全般（参加者すべてが農園サポーター） ③内容：畑での作業（土づくり、種まき、収穫等） など

## (4) 地域貢献ネットワーク推進事業

事業目的	地域の福祉課題と各種団体の社会貢献活動を結ぶ窓口として事業を実施する他、地域福祉推進のためのネットワークを強化する。
事業内容	①開催：通年 ②対象：市内企業、社会福祉法人、事業所等 ③内容：社会貢献に係る相談対応、連絡会の開催、「しまだ福祉・保育のしごと紹介カフェ」の開催 など

## (5) 車いすステーション事業

事業目的	社会福祉法人の社会貢献事業のひとつとして「車いすステーション」を展開し、ケガや病気などで一時的に車いすが必要になった人に無料で貸与し、日常生活の向上と家族介護負担の軽減を図る。
事業内容	①実施：通年 ②貸出場所：島田市社協（本所、川根支所、北部デイサービスセンター）、社会福祉法人7か所 ③内容：車いすの貸し出し

## (6) 地域福祉活動計画策定事業

事業目的	令和8年度に現計画が満了するため、令和7年度から次期計画の策定を始める。現計画と同様に島田市と合同策定することで、重層的支援体制整備事業を含めて、同じ方向性で地域福祉を推進することを目指す。
事業内容	①策定委員会の開催（6月、10月 2月） ②地区福祉懇談会の開催（予定）

# 4 福祉教育推進事業

## (1) 福祉出前講座事業

事業目的	児童・生徒に「福祉」へ興味を持ってもらい、地域福祉活動への参加につなげるため、学校での出前講座を実施する。
事業内容	①開催：通年 ②対象：小学校、中学校、高校の児童・生徒 ③内容 ア 小学生、中・高生向けの「福祉学習手引書」の作成 イ 学校からの相談対応、プログラムの提案や学習の支援（講師調整等） ウ 出前講座の実施（福祉学習の導入、講話、福祉体験等） エ 講師との連絡会【令和8年度新規】

## (2) 福祉のつどい事業

事業目的	福祉を学ぶ機会と地域福祉活動への参加を推進し、将来地域で活動できる人材を育成する。
事業内容	①開催：夏休み ②対象：中学生から大学生 ※親子での参加も可能 ③内容：地域福祉を考える ア 福祉と地域について イ 自分が今できることを考える、グループワーク

## (3) 夏休みふくし体験学習事業

事業目的	児童・生徒が地域の人との交流を通じて「福祉」に対する興味・関心を深めることを目的に、市内の社会福祉施設や地域福祉活動団体において活動体験を行う。
事業内容	①開催：夏休み（7月下旬～8月下旬） ②対象：小学4年生から高校3年生まで ③内容 ア 児童・障害者・高齢者の社会福祉施設等での体験 イ 地域活動団体（子ども食堂や高齢者サロン等）での体験

## 5 ボランティア活動推進事業

### (1) ボランティア相談・支援事業

事業目的	ボランティア活動をしたい人の相談に応じ、地域で活動できる人材を育成する。
事業内容	①実施：通年 ②対象：地域住民全般 ③内容 ア ボランティア相談の対応、活動調整 イ ボランティア情報の発信、手引書の作成 ウ ボランティア活動保険の受付等

### (2) ボランティア活動室管理事業

事業目的	ボランティア団体や地域福祉団体の活動支援のため、活動拠点として島田市保健福祉センター内「ボランティア活動室」の貸出・管理を行う。
事業内容	①実施：通年 ②内容：団体からの申請受付、管理者への依頼等

### (3) スキからはじまるボランティア事業

事業目的	社会参加のひとつのきっかけとして、個人の好きなことや得意なことを活かしたボランティア活動の推進や地域とのつながりづくりを図る。
事業内容	①対象者：何かを始めてみたい人、自分なスキなこと地域貢献したい人など ②内容 ア スキボラの日 月2回収集整理ボランティア活動や地域貢献として裁縫や物づくりを行う。その製品は社協本所で販売し、売上金は赤い羽根共同募金とし、地域貢献につなげる。 イ 収集活動 ペットボトルキャップ、ベルマーク、使用済み切手等の寄附を呼びかけ、受け付ける。収集物を換金し地域福祉事業に活用する他、ベルマークについては、東日本大震災の被災地に寄附する。

#### (4) 災害ボランティアセンター運営事業

事業目的	災害ボランティアセンターの運営を担う人材の育成や訓練、関係団体・機関とのネットワークの強化を行い、大規模災害に備える。
事業内容	①災害ボランティアセンター訓練 ア 開催：年3回（5月、9月、1月） イ 内容：センター設置・運営訓練等 ②関係機関との情報共有会議 島田市危機管理課や地域福祉課等と情報共有をし、連携方法等を確認する。 ③災害時志太榛原広域連携事業 焼津市、藤枝市、島田市、牧之原市、吉田町、川根本町の6市町連携事業 令和7・8年度事務局：島田市社協

#### (5) 災害時連携強化プロジェクト事業

事業目的	災害時にあらゆる関係機関と迅速に情報共有し、一人でも多くの被災者を救うため、平時からのつながりを強化する。また、災害時に地域の中で動ける人材を育成する。
事業内容	①プロジェクト会議 ア 開催：年2回（5月、3月） イ 対象：島田市、島田青年会議所、島田ライオンズクラブ、民生委員・児童委員、自治会、企業、被災者コーディネーター等 ウ 内容：取り組みの進め方の検討 ②災害時に備えた福祉のまちづくりプロジェクト ア 災害出前講座の実施 イ 災害をテーマとした地域懇談会 ウ 研修会 年3回（8月、12月、3月） 技術系ボランティアの育成等

#### (6) 災害時資機材管理事業

事業目的	静岡県共同募金会の災害ボランティア活動用機器整備事業において、市内3カ所に整備した資機材倉庫が、災害時に円滑に活用できるようにするために、日頃から関係機関との連携や整備・点検し管理を行う。
事業内容	①対象：倉庫設置の施設（特養みどりの園、特養かなや、かわね保育園） ②内容 ア 定期的な倉庫の点検 イ 年1回自治会、民児協、施設へ協力を依頼し、訓練を兼ねた倉庫の点検等

### 6 子ども子育て支援事業

#### (1) 子育て家庭支え合い事業

事業目的	地域で安心して子育てができるために行う事業の運営費助成を行い、住民主体による子育て支援の取り組みが幅広く展開できるよう支援する。
事業内容	①実施：通年 ②内容：ひとり親家庭等支援を必要とする家庭に対して、食料品や生活用品等の配布・相談会等を実施する団体への事業費補助 ③金額：1団体50,000円（上限）

#### (2) 子ども応援プロジェクト事業

事業目的	子どもの貧困を地域の問題として捉え、様々な人、団体、企業がつながり、自分たちができることをできる範囲で協力して出し合い、支援を必要とする子どもや子育て家庭を支える仕組みや取り組みを構築する。
事業内容	①実施：通年 ②対象：子ども食堂、協力企業等 ③内容：団体支援（活動相談対応、寄付物品の提供等）、こども食堂連絡会（年2回）子どもの居場所・不登校支援に係る情報交換会（年3回）

### (3) ふるさと納税応援事業

事業目的	子どもの居場所支援のひとつとして、子ども食堂が安定した活動ができるよう支援する。
事業内容	①実施：通年 ②対象：子ども食堂 ③内容：島田市社協が事業登録者となり、年間を通してふるさと納税による寄附金の受付を行い、子ども食堂への支援を行う。

## 7 地域福祉活動団体支援事業

### (1) 地区社協等連携・補助金事業

事業目的	地域福祉活動の推進、活動の充実を図るため、地区社協や地区福祉の会への活動支援、運営費・活動費の補助金交付を行う。また、地域の福祉力の向上を目指し、各種団体と連携した事業を行う。
事業内容	①地区社協への補助金交付 ア 対象：地区社協 イ 内容：運営費・事業費補助、団体と連携した事業の実施 ②地区福祉の会への補助金交付 ア 対象：地区福祉の会 イ 内容：事業費補助、団体と連携した事業の実施

### (2) 福祉団体等連携・補助金事業

事業目的	地域の福祉力の向上を目指し、団体と連携した事業の実施と運営費の補助を行い、活動を支援する。
事業内容	①対象：県社協の会員である県組織の社会福祉事業団体及び福祉団体等・13 団体 ②内容：運営費補助、団体の課題把握と活動支援

### (3) ボランティア活動推進奨励金事業

事業目的	ボランティア団体の運営・活動を支援するため、奨励金を交付し、安定したボランティア活動の推進を図る。
事業内容	①対象：主たる目的が福祉活動であり、島田市内においてボランティア活動を行っている団体 ②内容：奨励金の交付（上限 50,000 円）、活動支援、連絡会の実施

### (4) 地域つながり交流事業奨励金事業

事業目的	地域の福祉力の向上を目指し、住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、地域住民に寄り添った活動をしている地域福祉活動団体に活動奨励金を交付する。また、団体活動の充実を図るため、活動を支援する。
事業内容	①対象：地域福祉活動団体（サロン、居場所） ②内容 ア 奨励金の交付（上限 30,000 円） イ 活動支援（連絡会や出前講座の実施、レクリエーション用具の貸出等）

## 8 権利擁護支援事業

### (1) 法人後見事業

事業目的	島田市社協が、社会福祉法人として家庭裁判所から成年後見人等の選任を受け、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等の判断能力が不十分な人の身上保護及び財産管理に関する事務を行う。
事業内容	①対象：家庭裁判所からの審判に基づく ②内容：家庭裁判所から審判を受けた代理行為や同意行為を成年被後見人に代わって行使する（身上保護、財産管理） ③従事者：法人後見専門員（職員）、法人後見支援員（市民後見人養成講座終了者・権利擁護サポーター）

## (2) 権利擁護相談事業

事業目的	リーガルサポート静岡支部協力のもと、専門職による成年後見制度等権利擁護に関する相談に応じる。
事業内容	①実施：毎月 25 日午後 ②内容：成年後見制度、相続、遺言等の権利擁護に関する相談対応 ③協力：公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート静岡支部所属司法書士

## (3) 大井川流域法律福祉勉強会事業

事業目的	司法関係者と福祉関係者の顔の見える関係づくり及び連携の場として勉強会等を開催する。
事業内容	①実施：偶数月の第 3 火曜日午後 ②対象：リーガルサポート会員の司法書士（志太榛原エリア）、社協・包括・行政職員（島田市、川根本町、吉田町） ③内容：権利擁護や法律に関するテーマを設定した勉強会や事例検討

## 9 生活支援事業

### (1) 生活援護費貸付事業（終了貸付金事業の償還事務を含む）

事業目的	低所得者世帯に、緊急かつ一時的に必要とする生活費等の資金を貸し付け、併せて必要な援助、貸し付け後は生活の様子などの見守りを行う。
事業内容	①対象：市内在住の低所得世帯（生活保護世帯を除く） ②貸付金額：一世帯 30,000 円以内（無利子） ③償還方法：借入申込時に作成する償還計画に基づく ④終了貸付金事業の償還事務：奨学資金貸付・小口資金貸付・卒業進級支援金貸付の償還事務

### (2) 就労応援事業

事業目的	生活困窮者の自立を支援するため、就職活動を行う上での準備費用を支給する。
事業内容	①対象：生活困窮者自立相談支援事業において、就労支援を受けている者で就職活動に係る費用の捻出が困難である者 ②支援金額：10,000 円以内 ③支援内容：就職活動にあたり、必要となる経費（証明写真、交通費、散髪代、衣料購入費、健康診断料など）

### (3) 緊急食糧等支給事業

事業目的	緊急的に当面の食糧等支援を必要とする低所得世帯に対し、商品券を支給する。
事業内容	①対象：市内在住の低所得世帯で、生活費の貸付ができない世帯 ②支援金額：一世帯 5,000 円以内 ③支援内容：食糧や日用品購入のための商品券の支給

### (4) ライフライン復旧支援事業

事業目的	ライフラインが停止している又は確実に停止する世帯に対し、復旧に係る金額を支援する。
事業内容	①対象：ライフライン（電気・ガス・水道）が停止している又は、確実に停止する世帯 ②支援金額：一世帯 30,000 円以内 ③支援内容：ライフライン事業者の請求書に基づき、支援金額上限内で代理納付

### (5) 歳末たすけあい運動事業

事業目的	地域の様々な人、関係機関・支援団体・事業所等の理解協力のもと、市民からお寄せいただいた歳末たすけあい募金を活用し、支援を必要とする世帯が新たな年を安心して迎えることができるよう「年越し支援金」を贈呈する。
事業内容	①対象：市内在住であり、ひとり親世帯、障害者手帳を所持する者がいる世帯、一人暮らし、または高齢者のみの世帯などで要件を満たす世帯 ②支援金額：一世帯 8,000 円（来年度小学校、中学校、高等学校新入学 1 年生がいる世帯は加算あり） ※支援金額は、募金実績に応じて増減する場合あり ③支援内容：申請に基づく審査により、支援金を振込支給

## 10 在宅介護サービスの提供

### (1) 介護保険事業

高齢者の在宅生活及びその家族を支援するため各種事業を展開する。

事業名	説明
①訪問介護事業 (かわね)	ホームヘルパーによる身体介護、生活援助のサービス提供をする。
②居宅介護支援事業 (しまだ・かわね)	ケアマネジャーによる相談及びサービス計画の作成をする。
③地域密着型通所介護事業 (北部デイサービスセンター)	入浴や食事の提供、機能訓練やレクリエーション等のサービスを提供する。
④通所介護事業 (川根デイサービスセンター)	入浴や食事の提供、機能訓練やレクリエーション等のサービスを提供する。

### (2) 障害福祉サービス

障がいのある人の在宅生活及びその家族を支援するため各種事業を展開する。

事業名	説明
①特定相談支援事業	障害のある人が適切なサービス利用ができるようにサービス計画を作成する。
②居宅介護・重度訪問介護事業 (かわね)	ホームヘルパーによる身体介護、家事援助のサービス提供をする。
③移動支援事業 (かわね) ※島田市からの委託事業	屋外への外出が困難な障害のある人へ、外出支援を行う。

### (3) 独自事業

市社協として独自にサービスを展開し、高齢者の生活を支援する。

事業名	説明
①介護保険対象外生活支援サービス	通院時の付き添いなどのサービスを提供する。

### (4) 数値目標・取組内容

安定した経営を目指すため、各事業で数値目標を設定し取り組む。

事業名	数値目標 (1ヶ月の件数・回数)	利用者確保に向けた取組	利用者の自立支援等、安心して在宅生活を続けるための取組
①訪問介護・居宅介護・移動支援	訪問介護 220回 総合事業 10回 居宅介護 12回 移動支援 5回	各事業所との連携を密にし、より良い関係をつくる。地域の事業に参加し、ホームヘルプサービスを知ってもらう。	関係機関と情報を共有し、状態に合わせた支援ができる。利用者や家族とのコミュニケーションを図り生活上での相談にも対応する。
②居宅介護支援 (しまだ)	介護 125件 総合・予防 26件	地域包括支援センター主催する連絡会への参加や施設や病院の関係者との関係づくりをして、利用者確保へつなげる。	市外で行われる研修にも積極的に参加をして、ケアマネとしての資質向上を図る。社会資源として地域の活動の案内・活用ができるケアマネジメント意識する。

③居宅介護支援 (かわね)	介護 100 件 総合・予防 10 件	包括支援センターや医療機関、サービス事業所と顔が見える関係を築く。相談には迅速、丁寧に対応する事で信頼される事業所となる。	研修へ積極的に参加し、職員の専門性向上を図りケアマネジメントを行う。地域資源の活用や、総合相談機能を活かした切れ目のない支援が行えるよう心掛ける。
④地域密着型通所介護（北部デイサービスセンター）	通所介護 310 回 総合事業 20 回 (1 日平均 13 人)	各事業所との連携を密にし、顔が見える関係を築く。SNS 等の発信、地域の方と交流機会を増やしデイサービスの活動を知ってもらえるようにする。	事業所連絡会や研修会を通じ資質の向上を図る。利用者の持っている能力を生かした介助、レクリエーション活動に取り組む。家族と会話、連絡帳の活用等で困りごとを把握し必要な支援へ繋げる。
⑤通所介護 (川根デイサービスセンター)	通所介護 650 回 総合事業 48 回 (1 日平均 27 人)	居宅介護支援事業所や包括支援センターとの連携を密に信頼関係を築く。また、デイサービスでの活動を SNS 等で積極的に発信する。	利用者のできることを奪わず、できる力を引き出し安心して在宅で暮らせるよう支援する。また、介護者が一人で抱え込まないよう連絡帳等で日々の様子を共有し心身の負担軽減を図っていく。
⑥特定相談支援事業	年間 300 件	新規の依頼に対して自信を持って積極的に受け入れが出来るよう知識の向上を図り経験を積んでいく。	利用者の人生を尊重しながら、本人らしい生活が送れるよう多職種の支援者が同じ方向を見て支援ができるよう、まとめられる力をつけていく。

(5) 運営基準等による各種取組

項目	回数	説明
① 運営推進会議（北部デイ）	年 2 回	自治会、民生委員等に参加依頼し、デイサービス事業の実態の説明や課題を話し合う。
② 介護者のつどい（北部デイ・川根デイ）	年 1 回	利用者家族へ参加依頼し、介護やサービスに関する話し合い等を行う。
③ 感染症対策	年 1 回以上	感染症対策指針に基づき訓練及び研修を実施する。
④ 業務継続計画（災害、感染症）	年 1 回以上	策定した計画に基づき訓練及び研修を実施する。
⑤ 虐待防止	年 1 回以上	虐待防止の指針に基づき虐待防止検討委員会を設置し、会議及び研修を実施する。
⑥ 身体拘束	年 1 回以上	身体的拘束適正化指針に基づき身体的拘束等適正化委員会を設置し、会議及び研修を実施する。

## 11 委託事業の実施

### (1) 地域包括支援センター

受託地区	金谷中学校区・第二中学校区
事業内容	高齢者の総合相談窓口としての対応をはじめ「権利擁護」「包括的・継続的ケアマネジメント支援」「小地域ケア会議」「介護予防普及啓発」等を実施する。

### (2) 生きがい活動支援通所事業

受託地区	伊久身・金谷
事業内容	レクリエーションや体操等を通じて介護予防を図るサービスを提供する。

### (3) 生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーター活動事業）

事業目的	地域の実情にあわせて、住民相互の支え合いによるサービスをはじめとした地域活動団体やNPO、社会福祉法人などの多様な団体等によるサービス提供を推進し、高齢者の社会参加と地域における支え合い体制構築を行うため、生活支援コーディネーターを配置する。
事業内容	①実施：通年 ②対象：高齢者 ③内容：高齢者の社会参加と地域における支え合い体制構築（生活支援をつなぐ会の開催、社会資源づくりなど）

### (4) 重層的支援体制整備事業

#### ①多機関協働事業等

事業目的	課題が複雑化・複合化した事案等に関して、重層的支援会議等により課題の解きほぐしを行い、関係機関の役割や支援の方向性を整理することで当該事案の課題解決を目指す。
事業内容	①実施：通年 ②対象：自組織や自組織が持つネットワークでは解決できない課題を抱える相談窓口、機関（行政各課、地域包括支援センターや障害者相談支援事業所など） ③内容：相談対応、事案の精査、会議の開催（課題整理や具体的支援方法と役割分担）、プラン作成及び支援の進捗管理 等

#### ②参加支援事業

事業目的	地域住民の生活課題の解決に資する包括的な支援体制の整備を進めるため、本人の希望やニーズに合わせて、社会（地域）とのつながりづくりを支援する。
事業内容	①実施：通年 ②対象：社会参加に向けて段階的な支援が必要な者等 ③内容：アセスメント及びプランの作成、参加の場の調整、社会資源づくり 等

#### ③アウトリーチ等を通じた継続支援事業

事業目的	長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい人に対してアウトリーチにより本人との関係性を築き、継続的に支援する。
事業内容	①実施：通年 ②対象：必要な支援が届いていない者や地域社会からの孤立が長期にわたる者等 ③内容：継続的な訪問支援、プランの作成、他支援機関との連携 等

### (5) 成年後見支援センター運営業務事業

#### ①成年後見支援センター運営事業

事業目的	地域における権利擁護の担い手の育成や権利擁護に関する相談対応及び既存相談窓口の強化等権利擁護体制を整備する。
事業内容	①実施：通年 ②内容：出前講座やセミナーなどの広報啓発、ケース検討会議の開催、申立支援、市民後見人の育成及び活動支援、成年後見人等受任調整、島田市権利擁護推進協議会及び部会の開催、専門職との連携 等

(6) 生活困窮者自立支援事業

①生活困窮者自立相談支援事業

事業目的	生活困窮者の問題が複雑化・深刻化する前に自立に向けた支援を行うとともに、地域づくりに向けた取り組みを展開する。
事業内容	①実施：通年 ②対象：生活保護に至る前の生活困窮者 ③内容：包括的かつ継続的な相談支援、関係機関とのチームアプローチによる支援、社会資源の活用及び開発、しまだ夏休み子ども食糧支援事業の実施

②生活困窮者家計改善支援事業

事業目的	家計に問題を抱える生活困窮者に対し、生活再建に向けて必要な情報提供や専門的助言・指導等を行うことにより、相談者自身の家計管理能力を高め、早期に生活が再生されるよう支援する。
事業内容	①実施：通年 ②対象：生活困窮者自立相談支援事業の利用者で、家計管理に課題を抱える者 ③内容：家計に関する相談支援、家計表等の作成支援、出納管理等の支援、各種給付制度等の利用に向けた支援、滞納や債務整理に関する支援、貸付のあっせん

③生活困窮者支援等のための地域づくり事業

事業目的	住民のニーズや生活課題、それらに対応する社会資源の状況を把握するとともに、地域住民の活動支援や情報発信を行うことで、生活困窮者支援等のための地域づくりを推進する。
事業内容	①実施：通年 ②内容：地域で開催される各種会議への出席による状況把握、ホームページやSNSでの情報発信、地域における各種活動への訪問 等

(7) 日常生活自立支援事業

事業目的	日常生活に不安のある認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等に対し、その人の権利を擁護し、自立した地域生活が送れるよう支援を行う。
事業内容	①実施：通年 ②対象：認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等判断能力が不十分な者。ただし、当事業の契約が可能な者。 ③内容：福祉サービス利用援助、日常的金銭管理、書類等預かりなど個別支援計画に基づく支援の実施 ④従事者：専門員（職員）、生活支援員（市民）

(8) 生活福祉資金貸付事業

事業目的	静岡県社協から一部事務委託を受け、各種資金に係る貸付窓口業務を行う。
事業内容	①実施：通年 ②対象：低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯（貸付の種類により対象が異なる） ③内容：総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金、緊急小口資金の貸付相談及び申請受付、償還相談